

国務院弁公庁 介護・保育サービスの健全な発展の促進に関する意見

国弁発〔2020〕52号

2020年12月14日

<ご利用にあたって>

これらの翻訳は公定訳ではありません。法的効力を有するのは原文の法令自体であり、翻訳はあくまでその理解を助けるための参考資料です。このページの利用に伴って発生した問題について、一切の責任を負いかねますので、予めご了承ください。

JICA 中華人民共和国事務所

(中国語原文資料 URL)

http://www.gov.cn/zhengce/content/2020-12/31/content_5575804.htm

各省、自治区、直轄市人民政府、国務院各部・委員会、各直屬機構 御中

介護・保育サービスの健全な発展の促進は、民生福祉の改善、家庭円満の促進、経済発展の新たな原動力の養成に資するものである。党中央および国務院の意思決定を徹底実施し、各級政府の役割をより良い形で発揮し、社会の力と活力をより十分に活性化し、社会的便益と経済的効果の統一をより良い形で実現し、人民群眾の獲得感、幸福感、安全感を継続的な向上を図るため、国務院の同意を経て、ここに次のとおり意見を提出する。

一、「高齢になれば介護を、就学前には保育を受けられる」政策体系の整備

(一)科学的計画配置の段階別強化。「一老一小(高齢者と就学前児童)」の人口分布および構造変化に基づき、科学的に「第14次5か年計画」介護・保育サービス体系を策定し、サービス能力の質の向上および拡大、ならびに地域間の均衡配置を促進する。省級人民政府は介護・保育を国民経済および社会の発展計画に組み入れ、統一的にこれを推進するとともに、「第14次5か年計画」介護・保育特別計画または実施案を策定しなければならない。常態的な監督検査メカニズムを構築し、特別計画または実施案の策定および実施を促し、新規の居住地区に付帯する介護・保育サービス施設を居住地区と同時に計画・建設・検収・引渡しできるようにする。

(二)都市と農村における介護・保育発展の一元的な推進。政府の基本維持・ボトムライン確保という機能を強化し、基本的介護サービス体系を整備する。農村の介護施設配置を最適化し、地域内のサービス資源を整理統合し、社会化管理運営を展開し、郷・鎮高齢者施設のサービス能力および波及の範囲を絶えず拡大していく。高齢者向け食事提供サービス体系を完備し、農村高齢者への食事支援を強化する。貧困脱却支援対象地域および都市部の流動人口集中区域において末端の協力を得て集

中保育、育児指導、養育保護研修等を行うスペースを確保し、それらのサービスを提供し、乳幼児の心と体の健康、社会的交流、認知能力等における早期発展と介入を強化する。

(三) 普惠型サービスの発展に対する積極的支援。コストが負担可能で、利便性とアクセシビリティの高い普惠型介護・保育サービスを大々的に発展させる。各種主体による普惠型サービスの提供を誘導し、非営利団体の発展を支援し、計画、土地、住宅、財政、投資、融資、人材等の支援政策を総合的に運用し、サービスの供給を増大し、サービスの質を高め、持続可能な発展能力の向上を図る。介護・保育関連のビジネス環境を最適化し、生産要素の市場制度確立を推進し、生産要素価格の市場による決定、自主的で秩序ある流動、効率の良い公平な配置を実現し、公平な競争を促す。

(四) 用地保障および遊休資源利用の強化。年間建設用地供給計画において介護・保育用地のニーズを保障するとともに、実情を踏まえて合理的な区画を配分する。土地および計画に対する要件を調整、最適化するとともに適宜緩和し、各種主体による遊休・低効率用地や商業サービス用地などを利用した介護・保育サービスの展開を支援する。各地方は国家規格・規定に違反しないという前提の下、実情を考慮した上で、遊休状態の建物および施設を介護・保育施設に改修する建設基準、ガイドライン、実施方法を制定することができる。「一事一議(ケースバイケースで検討)」体制を確立、整備し、遊休建物および施設の改修手続の実施や迷惑施設化などの問題に定期的かつ集中的に対処する。都市の居住区建設における弱点補強や都市部の老朽化居住区改修を進める中で、介護・保育サービス施設の建設を一元的に推進し、各地方が老朽化居住区内にある国営企業の建物および施設を政府に引き渡して集中改修するといった模索を奨励する。地域コミュニティの総合サービス施設内にスペースを設けて「一老一小」サービスに利用することを支援し、中低所得者向け賃貸住宅の空き部屋を無料で民間業者に提供して、コミュニティ内の高齢者に食事提供や外出支援、デイサービス、リハビリテーションケア、高齢者教育等のサービスを提供することを模索する。各種建物および施設を介護・保育の発展に利用すること、ならびに最長賃貸借契約期間を適宜緩和することを奨励する。独立した建造物以外のスペースを、関連の安全基準に基づき保育施設に改修し、または保育施設を建設し、かつ検収に合格したものについては、土地および建物の性質変更の必要はない。

(五) 財政・税務支援政策の実行の推進。各地方は業務協同メカニズムを確立し、部門間の情報交換・情報共有を強化し、市場主体に対する税制優遇政策の全面的かつ即時的な波及を確保しなければならない。また、公営サービス施設の建設と開設後の運営保障を考慮し、プロジェクト支出の計画管理を強化する。運営補助金の奨励メカニズムを整備し、介護サービス機関が経済的に困難を抱える要介護高齢者、80歳以上の高齢者、計画生育特殊家庭(「一人っ子政策」で生まれた子供が不慮の死を遂げた、重度の障害を負った等の特殊な状況にある家庭)の高齢者を優先的に受け入れるよう誘導する。条件に適合する労働者を受け入れた介護・保育機関に対しては、規定に基づき社会保険補助手当を支給する。

(六) 人材供給能力の向上。高齢者の医学、高齢者ケア、ソーシャルワーク、乳幼児の成長と健康管理、乳幼児保育などの学科・専攻設置を強化し、業界の発展動態と結びつけて専攻設置を最適化し、教育基準を整備し、人材育成をより一層強化する。国家職業技能標準および業界・企業の評価基準に基づき、介護・保育従事者に対する就業前研修、職務技能向上研修、配置転換・転職研修、起業研修

を強化する。貧困脱却支援対象地区における関連技能研修を強化し、大都市の介護・保育サービス需要と貧困脱却支援対象地域の労働力供給との効果的な連携を推進する。学校と企業との協力を深め、産学融合型企業を育成し、実地研修拠点の建設を支援し、介護・保育「職業研修パッケージ」および「学びと仕事の一体化」研修モデルを推進する。

二. 様々な主体が関与する多様な方式のサービス供給の拡大

(七) 家庭のケア能力の強化。優良機関・業界団体による公益教育カリキュラムの開発を支援し、インターネットプラットフォームなどを利用して無料で開放し、住民委員会、村民委員会などの末端の協力を得て介護・育児家庭指導サービスを提供し、家族のケア能力の向上を図る。常態的な指導監督体制を確立し、政策の周知・誘導を強化し、家庭における高齢者扶養および乳幼児監督保護の主体責任を強化し、配偶者や子女に先立たれた高齢者および孤児に対する後見人の監督保護責任を具体化する。

(八) 在宅コミュニティサービスの最適化。集中的に管理運営される地域コミュニティの介護および保育サービスネットワークを発展させ、総合的機能を備えた地域コミュニティサービス施設の建設を支援し、専門機関の地域コミュニティや家庭への進出を誘導する。家庭的保育の届出・登録制度を確立し、家庭的保育室管理方法を検討し制定して、登録管理、保育者の資質、サービス規模、管理監督などの制度・規範を明確化し、互助型支援の展開を奨励する。

(九) 公的機関のサービス水準の向上。公営および公設民営の介護施設建設を強化し、公益性を堅持し、特別困窮者の施設介護の需要に応える。入居総合評価制度を確立し、施設のサービス提供能力を考慮して適宜サービス対象を拡大し、経済的困難を抱える要介護高齢者、80歳以上の高齢者、計画生育特殊家庭の高齢者に重点的に託養(通所型、もしくは訪問型デイケア)サービスを提供する。公設民営メカニズムを整備し、価格主体の選定基準を撤廃し、業務の信用度、サービス水準、持続可能性などの品質面の指標を総合して、介護・保育運営機関が早期介入・全過程に関与する仕組みを導入し、事業者のフランチャイズ化運営を模索し展開する。

(十) 研修・療養資源の介護サービスへの業態転換の推進。「変更可能なものを変更し、転換できるものを転換する」という原則に従い、介護サービスへの業態転換を党政機関および国有企事業所に属する研修・療養機関改革の主な方向性とする。各地方は政策支援および協調推進を強化し、資産の移転、土地用途の変更、建物の建設申請、計画の整合性など手続き上の問題を集中的に解消し、介護サービスへ業態転換した事業を2022年末までに運営開始できるよう確保しなければならない。研修・療養資源が豊富で、介護ニーズの比較的大きい中部・東部地域での先行突破・重点推進を奨励する。

(十一) 普惠型サービスの供給ルート拡大。普惠型介護・保育特別行動を実施し、中央の予算内で投資のけん引役となり、投資によりメカニズムを転換し、地方政府が支援性「政策パッケージ」を制定するよう誘導し、企業が普惠型「サービスパッケージ」を提供するよう音頭を取り、一群の普惠型介護サービス機関および保育サービス機関を設置する。条件の整っている雇用主に対しては、単独または

複数の関連組織の共同運営方式により、勤務場所における従業員への保育サービス提供を推し進める。大型産業パークについては、パーク内の従業員向けの保育施設建設を支援する。

(十二)金融機関のサービスの質・効率の向上の誘導。政府系ファンド、市場化された起業投資ファンド、プライベートエクイティ(PE)ファンドなどに対し、市場化および法治化の原則に基づき、介護・保育分野への投資を強化することを奨励する。信用貸付の支援方式を刷新し、法規に準拠し、リスクコントロール可能で、商業的に持続可能という前提の下、売掛債権担保融資を推進し、債権担保融資を模索し、貸付人に対する職務上の免責政策を実行する。金融機関が合理的に貸付期限を確定し、リボルビングローン、自動延長ローン、割賦償還などの多様なローン商品およびサービスを柔軟に提供することを奨励する。介護産業特別企業債券および介護プロジェクト収益債券を拡大実施し、債券期限、選択権、元利償還方式の合理的かつ柔軟な設置を支援し、更新可能債券の発行を奨励する。保険等の金融機関が的確な金融商品の開発を模索するよう誘導し、介護・保育業界に信用補完支援を提供する。保険機関による関連の賠償責任保険および介護・保育機関の運営に関する保険の開発を支援する。

三. 革新的かつ融合的、包括的かつ開放的な発展環境の整備

(十三)健康と養老の融合発展の促進。高齢者の健康管理、予防介入、養老・健康維持、トレーニング・レクリエーション、文化娯楽、他郷での養老など取り組みの高度な融合を支援する。中医薬独自の優位性を発揮し、中医薬資源の幅広い高齢者への貢献を促進する。各種機関による高齢者大学、高齢者教育への参加を支援し、「高齢者オープンカレッジ」、「オンライン高齢者大学」の開設を推し進め、全国の高齢者のための教育資源共有および公共サービスプラットフォームを構築する。

(十四)医療と養老の結合の深化。介護サービスユニットを発展させ、高齢者の健康状態に基づく在宅、地域コミュニティ、施設間の介護の連続性を支援する。在宅高齢者のために訪問医療衛生サービスを提供し、要介護高齢者向けの長期ケアサービス体系を構築する。地域コミュニティの衛生サービス機関や郷・鎮衛生院(診療所)などの末端医療資源を効果的に利用し、コミュニティの医療・養老結合能力向上事業を展開する。公共衛生関連の突発事件に備え、介護機関の非常時の対応能力を高め、隔離機能と必要な予防物資および設備を増設し、スタッフの応急知識研修を強化する。

(十五)商品開発および革新的設計の強化。企業を主体とするイノベーション体系を健全化し、新技術、新工程、新素材、新装備の導入を奨励し、品質と信用を核心とするブランド意識を強化し、企業の知的財産権管理体系を確立し、整備し、高付加価値の特許育成および商標ブランド構築を推進し、介護・保育サービス、乳業・粉ミルク製造業、アニメーションデザインおよび制作などの業界における民族ブランドを育成する。「一老一小」用品製造業のデザイン能力の向上を推進し、革新的設計の業界体系を整備する。

(十六)用品製造の品質向上・高度化の促進。介護・保育サービスおよび関連用品の規格体系を段階的に整備し、規格の制定・改正および規格の実施・普及を強化し、高齢者用品認証制度の確立を模索する。インターネット、ビッグデータ、人工知能、5GなどのITおよびインテリジェントデバイスの高度な応用を推進し、介護・保育用品製造をインテリジェント製造、フレキシブル生産といったデジタル方式

への転換を促す。後発するインテリジェントサービスロボットの競争を推進し、リハビリテーション補助器具の応用普及プロジェクトを発足させ、高齢化社会に対応したスマートテクノロジーの普及・応用プロジェクトを実施し、安全で便利なスマート介護インフラ体系を構築する。国内外の多方面による介護・保育産業協カパークの共同開設を奨励し、市場、ルール、規格に関するソフト面での連携を強化し、製造業イノベーションモデルの重要拠点を築く。

(十七)新たなスマート介護・保育業態の育成。健康相談、応急救護、慢性病管理、生活ケア、買い物代行などスマート健康・介護サービスに関するイノベーションおよび発展を促す。「インターネット＋介護サービス」を発展させ、高齢者の利便性を十分考慮し、介護対応のインテリジェント商品を研究開発し、アプリケーションの使用手順や操作画面を簡略化し、高齢者の情報化社会への接続を誘導・サポートして、「子女がオンライン注文し、高齢者がサービスを体験する」といった消費モデルを刷新し、大手インターネット企業に対し介護サービスニーズの全面的マッチングを奨励し、優れた介護機関のプラットフォーム化発展を支援し、地域版および業界版総合情報プラットフォームを育成する。ライブ配信型インタラクティブ家庭育児サービスを発展させ、乳幼児の養育カリキュラムや両親学級などの開発を奨励する。

(十八)住みよい環境の構築の強化。公共インフラのバリアフリー化を普及させ、条件の整っている地域では都市部老朽化居住区改修事業と結びつけたエレベーターの増設を奨励する。乳幼児向け施設の設置義務を強化し、条件を備えた公共の場には優先席および優先通路を満遍なく設置する。不動産開発プロジェクトでは介護・育児ニーズを十分考慮するよう誘導する。各地方に対し高齢者のための介護リフォームの推進を加速するよう指導する。高齢者の生活ニーズへの対応および乳幼児の成長環境整備を方針とし、模範的意義を有する活力に満ちた都市および地域コミュニティの形成を推進する。

四. 法により厳格化された、利便性と効率の高い管理監督サービスの整備

(十九)介護・保育サービス総合管理監督体系の整備。介護・保育機関の品質と安全性、スタッフ、運営秩序などの面を重点とし管理監督を強化する。政府の制度設計、業界計画、行政・法執行等における管理監督責任を具体化し、リスト方式の管理監督を実行し、管理監督の対象事項、根拠、措置、プロセスを明確にし、管理監督の結果を速やかに社会に公表する。介護・保育機関は法に基づく登録、届出・承認、契約履行サービス、品質と安全性、応急管理、消防安全などに対する主体責任を負う。業界の自主規約を整備し、プラスの宣伝・誘導および世論監督を強化し、信用を基盤とする新たな管理監督メカニズムの構築を加速させる。

(二十)各種リスクの確実な防止。突発事件への対応を強化し、介護・保育機関の突発事件予防・応急準備、モニタリングとアラート、応急処置と救援、事後回復と再建などの作業メカニズムを確立、整備する。介護・保育を公共安全の重点保障対象に組み入れ、サービス機関の安全かつ安定した運営を支援する。撤退制度を整備し、機関の閉鎖などの特殊な状況に緊急対処できる応急処置制度を確立する。「一老一小」分野における架空の投資話、悪徳商法、高額なリベートなどを通じて行なわれる違法な資金調達を徹底防止し、消費者の合法的な権益を保護する。

(二十一) 政務サービス環境の最適化。機関設立にかかる事務ガイドラインを整備し、事務プロセスを最適化し、並列サービスを実施し、事務処理期限を明確にし、「直ちに／オンラインで／近場で対応」を推進する。介護・保育政務サービスリストを制定し、同一事項の無差別受理・同一基準での事務処理を推進し、(利用者の)「最大で1回の窓口訪問」実現に努める。介護・保育政務サービスへの「評価システム」導入を推進し、評価ルールを整備し、評価結果の活用を強化し、政務サービスの質の改善・向上を図る。

(二十二) 多方面の相乗効果の積極的な発揮。公益・慈善系社会組織の関与を支援し、機関によるボランティアサービスプロジェクトの開発を奨励し、「一老一小」ボランティアサービスプロジェクトバンクを構築し、整備する。インターネットプラットフォームなどの民間活力により介護・保育機関ユーザー評価システムが構築されるよう誘導する。普惠を方針として多元的な主体が関与する介護・保育産業協力プラットフォームを構築し、生産資源の配置、業界の自律、品質と安全性、国際協力などにおいて積極的に活用する。業界団体や商工会などの社会組織の積極性を発揮させ、機関に対するサービス能力総合評価を実施し、業界の規律ある発展をけん引し、高齢者を尊敬し幼い子供を愛おしむ社会の風潮をより良い形で発揚する。

(二十三) 情報資源活用の強化。介護産業統計分類に基づき、介護産業の認定方法に関する研究を実施し、重要指標の年度別統計の実施を推進する。保育サービスの統計指標体系の構築を模索する。シンクタンクや第三者の力を利用して研究を強化し、人口推計や介護・保育産業の未来予測を行い、年度報告書や白書の発行などの形式を通じて、産業の発展に貢献し、社会の期待を誘導する。

党委員会による指導・政府による主導を堅持し、地方各級政府は、「一老一小」業務推進体制を構築、整備し、実情を踏まえて本意見の要求を実行し、政策体系の整備、サービスの供給拡大、発展環境の形成、管理監督サービスの整備を重点とし、介護・保育の健全な発展を促し、定期的に同級の人民代表大会常務委員会にサービス能力向上の成果を報告しなければならない。国務院各部門は、職務分担に基づき、具体的な実行措置を制定し、各任務の実行を推し進めなければならない。国家発展・改革委員会は、「一老一小」サービス能力評価メカニズムを確立し、本意見の実施に対するフォローアップとモニタリングを強化し、速やかに国務院に報告しなければならない。

付属文書: 介護・保育サービスの健全な発展の促進に関する重点任務分担表

国務院弁公庁

2020年12月14日

付属文書

介護・保育サービスの健全な発展の促進に関する重点任務分担表

番号	重点任務	担当部署
1	「一老一小(高齢者と就学前児童)」の人口分布および構造変化に基づき、科学的に「第14次5か年計画」介護・保育サービス体系を策定し、サービス能力の質の向上および拡大ならびに地域間の均衡配置を促進する。	民政部、国家衛生健康委員会、国家発展・改革委員会、財政部、住宅・都市農村建設部、中国障害者連合会が職責に応じた責任を分担し、地方各級人民政府が責任を負う。
2	都市と農村における介護・保育の発展を一元的に推進する。	民政部、国家衛生健康委員会、国家発展・改革委員会が職責に応じた責任を分担し、地方各級人民政府が責任を負う。
3	普惠型サービスの発展を積極的に支援する。	国家発展・改革委員会、民政部、国家衛生健康委員会が職責に応じた責任を分担し、地方各級人民政府が責任を負う。
4	年間建設用地供給計画において介護・保育用地のニーズを保障するとともに、実情を踏まえて合理的な区画を配分する。	自然資源部、民政部、国家衛生健康委員会、住宅・都市農村建設部が職責に応じた責任を分担し、地方各級人民政府が責任を負う。
5	都市の居住区建設における弱点補強や都市部の老朽化居住区改修を進める中で、介護・保育サービス施設の建設を一元的に推進する。中低所得者向け賃貸住宅の空き部屋を無料で民間に提供してコミュニティ内の高齢者に食事提供や外出支援、デイケアサービス、リハビリテーションケア、高齢者教育等のサービスを提供する許可を与えることを検討する。	住宅・都市農村建設部が主導し、中共中央直屬機関事務管理局、国家発展・改革委員会、民政部、自然資源部、国家衛生健康委員会、応急管理部、國務院国有資産監督管理委員会、国家機関事務管理局が関与する。
6	各種建物および施設を介護・保育の発展に利用することを支援し、最長賃貸借契約期間を適宜緩和することを奨励する。	民政部、国家衛生健康委員会、国家発展・改革委員会、自然資源部、住宅・都市農村建設部、応急管理部が職責に応じた責任を分担し、地方各級人民政府が責任を負う。
7	独立した建造物以外のスペースを、関連の安全基準に基づき保育施設に改修し、または保育施設を建設し、かつ検収に合格したものについては、土	国家衛生健康委員会、自然資源部、住宅・都市農村建設部、応急管理部が職責に応じた責任を分担し、地方各級人民政府が責任を負う。

	地および建物の用途変更の必要はない。	
8	財政・税務支援政策の実行を推進する。	財政部、国家税務総局、民政部、国家衛生健康委員会、人力資源・社会保障部が職責に応じた責任を分担し、地方各級人民政府が責任を負う。
9	介護・保育サービス人材供給能力の向上を図る。	教育部、人力資源・社会保障部、国家発展・改革委員会、民政部、商務部、国家衛生健康委員会が職責に応じた責任を分担する。
10	家庭のケア能力の強化を図る。	民政部、国家衛生健康委員会、中華全国婦女連合会が職責に応じた責任を分担する。
11	家庭的保育室管理弁法を検討し制定する。	国家衛生健康委員会が主導し、国家発展・改革委員会、民政部、住宅・都市農村建設部、応急管理部、国家市場監督管理総局が関与する。
12	公営および公設民営の介護機関建設を強化し、入居総合評価制度を確立する。	民政部、国家発展・改革委員会、財政部、国家衛生健康委員会が職責に応じた責任を分担する。
13	公設民営の体制を整備し、介護・保育運営機関が早期介入・全過程関与する事業を導入し、事業者のフランチャイズ化運営を模索し展開する。	民政部、国家衛生健康委員会、国家発展・改革委員会が職責に応じた責任を分担する。
14	研修・療養資源の介護サービスへの業態転換を推進する。	国家発展・改革委員会が主導し、中共中央直屬機関事務管理局、民政部、財政部、人力資源・社会保障部、自然資源部、住宅・都市農村建設部、国家衛生健康委員会、応急管理部、人民銀行、国務院国有資産監督管理委員会、国家機関事務管理局が関与する。
15	普惠型介護・保育特別行動を実施し、普惠型介護サービス機関および保育サービス機関を設置する。	国家発展・改革委員会が主導し、民政部、自然資源部、住宅・都市農村建設部、国家衛生健康委員会、国務院国有資産監督管理委員会が関与する。
16	金融機関のサービスの質・効率の向上を牽引する。	人民銀行、中国銀行保険監督管理委員会、国家発展・改革委員会、財政部、住宅・都市農村建設部、中国証券監督管理委員会が職責に応じた責任を分担する。
17	健康と養老の融合発展を促進する。	国家発展・改革委員会が主導し、教育部、民政部、住宅・都市農村建設部、文化・観光

		部、国家衛生健康委員会、国家体育総局が関与する。
18	コミュニティにおける医療・養老結合能力の向上を図る取り組みを展開する。	国家衛生健康委員会が主導し、国家発展・改革委員会、民政部、住宅・都市農村建設部、国家医療保障局が関与し、地方各級人民政府が責任を負う。
19	介護機関の非常時の対応能力を高める。	民政部、国家発展・改革委員会、応急管理部が職責に応じた責任を分担し、地方各級人民政府が責任を負う。
20	用品製造の品質向上・高度化を促進し、介護・保育サービスおよび関連用品の規格体系を段階的に整備する。	工業・情報化部、科学技術部、国家発展・改革委員会、民政部、国家衛生健康委員会、国家市場監督管理総局、中国障害者連合会が職責に応じた責任を分担する。
21	保育サービス、乳業・粉ミルク製造業、アニメーションデザインおよび制作などの業界における民族ブランドを育成する。	国家衛生健康委員会が主導し、国家発展・改革委員会、教育部、工業・情報化部、文化・観光部、国家市場監督管理総局が関与する。
22	後発のインテリジェントサービスロボット産業の競争を推進し、リハビリテーション補助器具の応用普及プロジェクトを発足させ、高齢化社会に対応したスマートテクノロジーの普及・応用プロジェクトを実施する。	民政部、工業・情報化部、科学技術部、国家発展・改革委員会、国家市場監督管理総局、中国障害者連合会が職責に応じた責任を分担する。
23	国内外の多方面による介護・保育産業協力パークの共同開設を奨励し、市場、ルール、規格に関するソフト面での連携を強化し、製造業イノベーションのモデルの重要拠点を築く。	国家発展・改革委員会が主導し、工業・情報化部、民政部、人力資源・社会保障部、自然資源部、国家衛生健康委員会、人民銀行、国家市場監督管理総局が関与する。
24	住みよい環境の構築を強化する。	住宅・都市農村建設部、国家衛生健康委員会、交通運輸部、民政部、中国障害者連合会が職責に応じた責任を分担する。
25	高齢者の生活ニーズへの対応および乳幼児の成長環境整備を方針とし、模範的意義を有する活力に満ちた都市および地域コミュニティの形成を推進する。	国家発展・改革委員会、住宅・都市農村建設部が主導し、民政部、国家衛生健康委員会が関与する。
26	介護・保育サービス総合管理監督体系を整備する。	民政部、国家衛生健康委員会、国家市場監督管理総局、住宅・都市農村建設部、応急管理部が職責に応じた責任を分担する。

27	介護・保育を公共安全の重点保障対象に組み入れる。	民政部、国家衛生健康委員会、国家発展・改革委員会、应急管理部、国家市場監督管理総局が職責に応じた責任を分担し、地方各級人民政府が責任を負う。
28	「一老一小」分野における違法な資金調達を徹底防止する。	民政部、国家衛生健康委員会、中国銀行保険監督管理委員会が職責に応じた責任を分担し、地方各級人民政府が責任を負う。
29	介護・保育政務サービスリストを制定し、介護・保育政務サービスへの「評価システム」導入を推進する。	民政部、国家衛生健康委員会、国家市場監督管理総局が職責に応じた責任を分担し、地方各級人民政府が責任を負う。
30	公益・慈善系社会組織の関与を支援し、「一老一小」ボランティアサービスプロジェクトバンクを構築し、整備する。	中華全国総工会(労働組合)、中国共産主義青年団中央委員会、中国障害者連合会、民政部、国家衛生健康委員会が職責に応じた責任を分担する。
31	普惠を方針として多元的な主体が関与する介護・保育産業協力プラットフォームを構築する。	国家発展・改革委員会が主導し、工業・情報化部、民政部、自然資源部、住宅・都市農村建設部、文化・観光部、国家衛生健康委員会、国務院国有資産監督管理委員会、国家市場監督管理総局が関与する。
32	介護産業統計分類に基づき、介護産業の認定方法に関する研究を実施し、重要指標の年度別統計の実施を推進し、保育サービスの統計指標体系の構築を模索する。	国家統計局が主導し、国家発展・改革委員会、工業・情報化部、民政部、住宅・都市農村建設部、国家衛生健康委員会、国家市場監督管理総局、中国障害者連合会が関与する。
33	「一老一小」サービス能力評価体制を確立し、本意見の実施に対する追跡・督促を強化する。	国家発展・改革委員会が主導し、各関係部門が関与する。